

## 令和6年度アライグマ捕獲事業（日高地域）委託業務処理要領（案）

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が、〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）に委託する「令和6年度アライグマ捕獲事業（日高地域）委託業務」を円滑かつ効率的に処理するために必要な事項を定める。

### 第1 目的

本業務は、令和6年度アライグマ捕獲プログラム広域展開実証モデル事業の一環として、モデル事業実施地域である日高振興局管内における地域において、野生化したアライグマの捕獲を実施し、その結果を捕獲プログラム広域展開の推進に活用することを目的とする。

### 第2 定義

本業務で使用する用語については、次のとおりとする。

- 1 アライグマ（アライグマ及びカニクイアライグマ）  
ネコ目アライグマ科に属する哺乳類であり、所有者がなく、道内において生息し、野生化した個体とする。
- 2 ミンク  
ネコ目イタチ科に属する哺乳類であり、所有者がなく、道内において生息し、野生化した個体とする。  
なお、「北海道におけるアメリカミンク防除実施計画書」の「アメリカミンク」と同義。
- 3 ワナかけ日数  
夕方の時点で箱ワナ及び誘引餌の状態が適切で、夜間に捕獲可能な状態であったワナを「1ワナ日」とする。
- 4 メッシュ番号  
北海道が示す「令和5年度(2023年度)度鳥獣保護区等位置図」によるメッシュ番号をいう。

### 第3 使用器具

本業務の使用器具については、次のとおりとする。

- 1 捕獲用具等  
使用するワナは箱ワナとし、各種捕獲用具等の取扱いについては次のとおりとする。

ワナの名称	数量	取扱いについて
箱ワナ	26基	次の製品を購入する。 ・SMC アニマルトラップ ストロング Model1079 (予備2基) <b>※業務終了後、委託者に譲渡し、委託者所有のものとする。</b>
ワナ固定ペグ	100本	ワナの固定に適したペグを購入する。 (ワナ1基あたり3～4本使用) <b>※業務終了後、委託者に譲渡し、委託者所有のものとする。</b>

- 2 電気止め刺し器  
小動物用ポータブル電気止め刺し器の取扱いについては次のとおりとする。

器具の名称	数量	取扱いについて
電気止め刺し器	1基	アライグマの殺処分に適した電気止め刺し器を購入する。 <b>※業務終了後、委託者に譲渡し、委託者所有のものとする。</b>

### 第4 業務内容及び実施方法

受託者は、本業務の実施にあたっては、「北海道アライグマ・カニクイアライグマ防除実施計画書」（以下「防除実施計画」という。）に基づくとともに、次により関係法令を遵守し、実施するものとする。

- 1 技術指導の実施  
捕獲作業の一部を受託者が別途雇う者に行わせる場合において、その者が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づくわな猟免許を所持していない場合には、箱ワナによるアライグマ捕獲を経験している者（同等の知識と経験を持つ者を含む。）を指導者として、捕獲技術等研修会を実施することにより、アライグマの生態等に関する知識、捕獲技術の周知及び安全対策の確保を図ること。  
また、捕獲従事者を選定した場合、捕獲開始前に委託者が定める「防除実施計画」別記6により報告するものとする。

## 2 アライグマの捕獲等

### (1) 捕獲対象地域

日高郡新ひだか町、浦河郡浦河町の区域内

なお、具体的な地域については、委託者又は委託者が指定する者及び受託者の間で協議の上、決定する。

### (2) 捕獲期間

委託者が指示する日から全てのワナが作動した状態で連続した30晩31日

### (3) 箱ワナの設置数

24基

### (4) 設置地点

捕獲対象地域のうち、アライグマが利用している可能性が高い地点に概ね500m程度の間隔において箱ワナを設置することとし、設置地点の決定に当たっては、捕獲開始前に委託者又は委託者が指定する者及び受託者で協議の上、決定する。

設置地点ごとに番号を振ることとし、途中で移設した場合は、新たな番号を振ること。

なお、設置に当たっては、土地所有者の許可を得た上で、箱ワナに「防除実施計画」別記4のワナ標識を表示するものとし、河川の増水などでワナが水没する恐れのある箇所は避けること。

また、国有林や河川区域等、行政の許可が必要な区域については、予め委託者が調整を行うこととする。

### (5) 箱ワナの設置

設置する箱ワナは、転倒による捕獲個体の逸出を防止するため、可能な限り水平な場所に設置し、前方及び後方をワナ固定用ペグで固定する。

なお、設置場所の状況によりペグでの固定が困難な場合は、重い石やブロック等を用い、ワナの転倒を防止する。

ワナを設置した周辺環境を記録するため、ワナ及びその周辺環境が写り込むように、複数の方向から4枚以上の写真を撮影すること。

### (6) 餌の種類

箱ワナ周辺の誘引餌はドッグフード類、箱ワナ内の捕獲餌は菓子類、揚げパン類等、これまで効果があるとされるもののほか、捕獲地域における使用実態を踏まえて決定する。

### (7) ワナの見回り

受託者は原則として、毎日1回以上、設置した全てのワナの見回り及び周辺の痕跡や環境変化の確認、餌の補給等を行い、業務日報（別記様式）に記録する。

その際、委託業務に従事する従事者は、「防除実施計画」別記5の委託者が発行する捕獲従事者証を携帯し、地域住民に説明を求められた場合には、防除の趣旨について説明することとする。

### (8) アライグマの捕獲があった場合の処置

個体毎に捕獲個体番号（No.1～）を付す。

個体が箱ワナで捕獲された状態と周辺環境を写真撮影する。写真には捕獲年月日、設置地点番号を表示するものとする。

電気止めさし器により安楽殺する。なお、北海道アライグマ防除技術指針に従った炭酸ガスによる方法を採用しても差し支えないものとする。やむを得ず、それら以外の方法で殺処分をする場合には、できるだけ捕獲個体に苦痛及びストレスを与えない方法により安楽殺するものとし、当該処置を行った理由を記録しておくこと。

捕獲個体の性別、成獣・幼獣の別、体重（以下「生態データ」という。）を業務日報（別記様式）に記録する。

上記に示す必要な処置をした後、捕獲個体の取扱について、捕獲位置の市町村の指示に従うなどにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理を行うこと。学術研究機関等から調査研究用のために捕獲個体又はその組織の提供依頼があった場合は、委託者と受託者の協議により対応することとする。

### (9) アライグマ以外の捕獲があった場合の処置

特定外来生物であるミンクが捕獲された場合は（8）と同様の処置を行う。

アライグマ及びミンク以外の動物が錯誤捕獲された場合は、個体がワナで捕獲された状態を写真撮影し、鳥獣の種名、捕獲年月日及び設置地点番号を記録した後、速やかに放逐する。

### (10) ワナの撤去

捕獲期間の満了後、速やかにワナを撤去することとする。その際、ワナ周辺の誘引餌等を適正に処理し、可能な限り設置前の状態に回復することとする。

## 3 報告書の作成

次の情報等を記載した報告書を作成すること。

### (1) ワナ設置位置等

全ての箱ワナの位置情報（緯度及び経度）を記録し、その位置を示した図面。

設置地点番号及びその周辺環境等の情報を記録した一覧表。

- (2) 捕獲結果及び捕獲努力量等  
設置地点番号ごとのワナかけ日数、鳥獣種別の捕獲頭数等、空打ち回数、アライグマ痕跡確認回数等を整理した一覧表。
- (3) 捕獲個体  
全ての捕獲個体（飼養等動物、錯誤捕獲を含む。）に係る個体番号、捕獲日、設置地点番号、メッシュ番号及び生態データ（アライグマに限る）を整理した一覧表。
- (4) 業務日報（別記様式）  
調査日ごとに記録した日報（電子ファイルに入力し印刷したものとする。）
- (5) その他  
（1）から（4）までのほか、業務を通じて得た情報や事業結果についての考察など。

## 第5 成果品

- 1 成果品及び提出部数  
第4の3で作成した報告書や関連情報等を取りまとめた「令和6年度アライグマ捕獲事業（日高地域）委託業務報告書」5部及び当該データを格納したCD-ROM又はDVD-ROM 1式
- 2 提出期限  
令和6年（2024年）11月15日（金）

## 第6 その他

- 1 業務処理状況の調査  
委託者は、委託業務の処理状況について、契約締結の日から契約期間の完了の日の属する年度の翌年度から5年間（令和12年（2030年）3月31日まで）、随時、受託者その他関係者から必要な報告を求め、本業務及び関連業務に関する施設、帳簿書類その他の物件を調査することができる。
- 2 衛生管理  
受託者は、捕獲等の事業の実施に当たっては、捕獲動物による手の咬傷、ワナによる怪我、交通事故及びヒグマ等との遭遇による事故などに十分注意を払い、また、動物由来感染症等を防ぐ観点から、ダニの付着の有無確認や手洗い等を励行すること。  
また、捕獲のあったワナを他地域に移設する場合については、接地面を洗浄してから使用すること。
- 3 事業者以外の者による事業見学の許可  
受託者は、捕獲等の実施の際、委託者を通じて事業者以外の者から見学の申し出があった場合、それを許可し、また、捕獲等に関する技術について普及を行うこと。
- 4 貸与等した機材・機器の返却  
委託者から貸与又は受託者から譲渡する機材・機器について、業務終了後に洗浄、清掃を行った上、速やかに返却すること。  
なお、返却・譲渡の方法等については別途指示する方法によるものとする。
- 5 その他  
本要領に定めのない事項については、必要に応じ業務担当員と協議して定めるものとする。

